

独立行政法人教員研修センターの中期目標

文部科学大臣指示
平成19年3月1日

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

近年の社会構造の大きな変動や子どもの変化等を背景に、保護者や国民から学校に対して、子どもたちの可能性を伸ばし、自立した個人として心豊かにたくましく生き抜いていく基礎を培い、必要な学力や体力、道徳性等を確実に育成する質の高い教育を求める声が高まっている。

学校現場においては、例えば、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自立心の低下、社会性の不足、不規則な生活習慣、いじめや不登校等の深刻な状況などに加え、インターネットやメディアの仮想の世界に過度に浸ったことも原因と考えられる事件など、新たな状況が見られる。

さらに、学校運営への保護者や地域住民の参画及び学校の説明責任への対応も重要となってきており、学校教育をめぐる課題は一層複雑・多様化してきている。

このような学校教育をめぐる今日的な課題を克服し、学校教育に対する国民の期待に応え、信頼される学校づくりを進めていくためには、何よりも子どもの教育に直接携わる教員自身が情熱と使命感、最新の専門的知識や指導技術等に裏打ちされた自信と誇りを持って教育活動にあたることが重要である。

このため、教員の養成、採用、研修の各段階において、教員の資質を確保するための取組みは、学校教育行政における最大の課題のひとつとなっており、教員研修の充実を強調してもし過ぎることはない。

このような認識の下、センターは、全国的なナショナルセンターとして、校長、教頭等の学校管理者及び指導的役割を担う教員に対する研修の実施や教育委員会の実施する研修への支援等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施することにより、我が国の教員の資質の向上に寄与することとする。

また、事務及び事業の遂行にあたっては、業務の質を確保しつつ、業務運営の効率性・自律性を高める観点から、国の施策の重点化・効率化に対応した業務の重点化及び経費の縮減・業務運営の効率化の視点を基本とすることとする。

以上を踏まえ、センターの中期目標は以下のとおりとする。

中期目標の期間

中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

国として実施する責務を有する研修は、以下の「及び」を基本とし、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修を実施する。各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等については、中期計画で定める。

なお、毎事業年度の各研修の日数、人数は、中期計画を基本としつつ、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

これに加え、地方公共団体単独での実施が困難なことから共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に、以下の「」の研修を実施する。

地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

このほか、「」から「」に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関の委託等により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

センターが設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。

受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

- (3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入
個々の研修目的等に照らし、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、アンケート調査を活用した研修内容・方法等の見直し、インターネットの活用、大学や民間企業の専門家の活用、受講者の研修成果の把握と任命権者への提供等について検討を行い、適当なものを導入する。
- (4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し
各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。
2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
各都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、研修に関するコンテンツの開発・提供、講師情報や研修手法の提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催、研修施設・設備の提供等の指導、助言及び援助を行う。
3. その他
各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う事業に活用する。

業務運営の効率化に関する事項

1. 経費等の縮減・効率化
センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（土地借料除く）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。
その際、業務の実施にあたり随意契約により委託等を行っているものについては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の導入等の契約の見直しを行う。
2. 業務運営の点検・評価の実施
業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。

財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保
国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿

泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2．固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

3．財務内容等の透明性の確保

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

その他業務運営に関する重要事項

1．長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

- (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進める。
- (3) センターの保有する研修施設について、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るよう見直しを行う。

2．人事に関する計画

センターは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額から5%以上を基本とする削減の着実な実施に取り組むとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを行う。

更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

なお、人件費の削減にあたっては、事業の廃止・重点化等による業務量の減少も踏まえ、常勤職員数を大幅に削減する。

また、研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。

1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

(目的等)

社会構造の変化や国民の意識・価値観の多様化等に伴い、学校を取り巻く環境も大きく変化している。また、地域社会に開かれた信頼される学校づくりなど、学校に対して様々な要請と期待が寄せられている。

このため、学校が管理職のリーダーシップの下で、直面する課題に組織的に対応し、自律的に特色ある教育活動を推進できるよう、教育改革の最新動向や適切な管理運営、服務規律の確保、学校組織マネジメント等の重要課題に関する高度な知識等を修得させることにより、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を図るための研修を実施する。

なお、本研修の実施にあたっては、センターの任務（各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ず、国として真に実施すべき研修の実施）を果たす上からも、学校管理運営や教育課題等についての研修内容及び方法が常に最新かつ最善のものとなるように不断に見直し精選するとともに、受講機会のより一層の確保を図る等、その重点化に向けた取組を行う。

各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修

(目的等)

社会構造の変化や国民の意識・価値観の多様化等に伴い、学校を取り巻く環境も大きく変化している。また、地域社会に開かれた信頼される学校づくりなど、学校に対して様々な要請と期待が寄せられている。

このため、学校が管理職のリーダーシップの下で、直面する課題に組織的に対応し、自律的に特色ある教育活動を推進できるよう、学校の組織運営の一翼を担う事務職員として、教育改革の最新動向や学校事務体制のマネジメント等に関する専門的な知識等を修得させることにより、各地域の中核となる事務職員の育成を図るための研修を実施する。

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修

(目的等)

社会経済のグローバル化に対応し、次世代を担う子どもの英語教育や国際理解教育等の推進が大きな課題となっている。

このような課題に各地域で対応する中核的教員を育成することを目的として、優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、当該国の教育活動への参加や実生活を通じて確かな知識の修得及び指導力の向上を図る研修を実施する。

また、受講者は、研修終了後、研修で得られた成果等に関する報告書をまとめるとともに、各地域において、研修成果の還元を行う。

派遣期間については、3ヶ月以内、6ヶ月以内に区分し、各都道府県教育

委員会等において、受講者の自主的調査研究課題の目的・内容に照らし、最も適切な派遣期間を選択した上で、選抜・推薦する者の中から、センターが受講者を選定する。

本研修については、効果の検証を厳密に行った上で、その結果に基づき、平成22年度までに、その存廃及び内容について見直しを行う。

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

児童生徒や保護者、地域住民の学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、教員一人ひとりの資質・能力の向上に加え、学校に組織マネジメントの発想を導入し、校長のリーダーシップの下、教職員すべてが組織の一員として学校経営に参画し、学校が組織として力を発揮することが重要である。

このため、組織マネジメントの推進に関わる取組事例の研究や学校経営計画の作成に資する演習等、学校組織マネジメントを推進するための研修を実施する。

指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

教科指導に対する専門的知識及び力量の不足や児童生徒と適切な関係を築くことができない、いわゆる指導力不足教員への対応が求められている。

このような状況を踏まえ、指導力不足教員に対する個別研修プログラムの作成方法や教員の処遇と対応の在り方、研修体制の整備等、全国で指導力不足教員に対し、適切な研修が展開されるようにするための研修を実施する。

本研修については、平成19年度をもって廃止する。

各地域において学校評価を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

学校・地方自治体の裁量権限が拡大する方向性の中、学校評価を通じて学校は、自律的・継続的に教育活動の改善を行うとともに、開かれた学校として保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、また、設置者等による支援や条件整備等の改善を通じて、教育の質の保証・向上を図ることが期待されている。

このため、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の策定(平成18年3月文部科学大臣決定)、「学校の第三者評価に関する実践研究」の実施等の取組も踏まえ、平成20年度から学校評価のプロセスや評価項目の設定の手法等、学校評価を円滑に実施するための研修を実施する。

特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修
(目的等)

児童生徒や保護者の要請、地域の実態等に即した特色ある学校づくりが求められる中、校長や教員には、学校の裁量を拡大した学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、教育課程の開発や経営(カリキュラム・マネジメント)に関する能力を養成することが重要である。

このため、カリキュラム・マネジメントに関する意識の向上のための取組、学校における教育課程の自己点検・評価に関する手法等、特色ある教育課程編成を円滑に推進するための研修を実施する。

児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
(目的等)

国際的な学力調査等の結果において、我が国の児童生徒の読解力、表現力等の国語力の低下が明らかになるなど、学校にはすべての教育活動を通じて、これら国語力の育成を図ることが重要である。

このため、各教科等における指導をはじめとする国語力の育成方策や児童生徒の言語活動の適正化等、児童生徒の国語力向上に向けた取組を推進するための研修を実施する。

道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
(目的等)

生命を大切にする心や他人を思いやる心の育成が求められ、善悪の判断などの規範意識の低下が指摘されている中、子どもたちに豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、子どもたちの発達段階に応じた道徳教育の充実がますます重要になってきている。

平成18年12月に改正された教育基本法においても、教育の目標として道徳心を培うこと等が新たに規定されたところである。

このような状況を踏まえ、児童生徒に命の大切さや規範意識をはぐくむための指導方法や社会性や豊かな人間性を養うための体験活動の推進方策等、道徳教育を推進するための研修を実施する。

環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
(目的等)

社会経済活動の拡大に伴う地球温暖化、野生生物の種の減少、廃棄物問題などの環境問題への取組が急務となっている。

国連において、平成17年からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが採択されていることも踏まえ、学校においても、児童生徒が環境への理解を深め、環境を大切にする態度を身につけ、環境保全に配慮した行動をとれるよう環境教育を推進することが重要である。

このため、持続可能な社会の実現に向けた教育や学校において環境教育を実施する際の外部資源の活用方策等、環境教育を推進するための研修を実施する。

生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動への予防や解決と児童生徒の健全育成にあたって、学校においては、児童生徒一人ひとりの規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を進めるための生徒指導を行うことが重要である。

このため、近年の全国的課題であるいじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等への適切な対応、生徒指導上の今日的課題についての最新の知見、対応策、全国的動向や、今日的な生徒指導の在り方等について必要な知識等を修得させるなど、生徒指導を推進するための研修を実施する。

人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

学校教育には、児童生徒の人権感覚を身につけさせ、人権意識を尊重して行動できるような教育を実施することが求められており、各学校においては、平成18年1月にとりまとめられた「人権教育の指導方法等の在り方について(第二次とりまとめ)」の提言を踏まえ、人権教育の指導方法等の改善・充実を図ることが重要である。

このため、人権教育に関する国内外の動向や人権教育に関する効果的な指導方法等、人権教育を推進するための研修を実施する。

キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

若者の職業観・勤労観の未熟さや精神的・社会的自立の遅れ等により、進路を選ぼうとしない子どもたちが増えつつあることが指摘されており、学校においては、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てることが重要である。

このため、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の在り方や教員のキャリア・カウンセリング能力の向上方策、キャリア教育推進のための体制整備の在り方等、キャリア教育を推進するための研修を実施する。

小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修

(目的等)

社会や経済のグローバル化が進展する中、英語活動等国際理解活動の重要性は一層高まっており、現在、小学校段階での国際理解活動やその一環として英語活動、外国人とのコミュニケーション活動などの充実が求められている。

このような状況を踏まえ、国際理解活動の指導内容、指導方法の在り方やALTや地域人材との連携方策等、英語活動等国際理解活動を推進するための研修を実施する。

外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修

(目的等)

我が国の外国語教育の充実と国際理解教育の推進を図る観点から、全国の外国語指導助手（ALT）に対して、我が国の外国語教育等について適切に理解し、各学校において一層効果的に職務を遂行する上で、必要な知識等を修得させるための研修を実施する。

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加等を踏まえ、学校には、これらの児童生徒に対し適応指導・日本語指導を行うとともに、関係機関と連携し、受入体制を整備するなど、学校全体で、きめ細かな対応を図ることが重要である。

このため、外国人児童生徒等の受入体制の整備、関係機関との連携、JSLカリキュラムを用いた効果的な指導方法等、外国人児童生徒に対して適切な対応が図られるようにするための研修を実施する。

認定こども園（幼稚園）において子育て支援を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

都市化や核家族化の進行等により、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘される中、認定こども園・幼稚園においては、保護者や地域の幼児教育に関する相談に応じるなど、子育て支援機能を充実することが求められている。

このような状況を踏まえ、子育て支援の実施方法、カウンセリングの手法等、子育て支援を推進するための研修を実施する。

子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

社会環境や生活様式の変化等を原因とした子どもの体力の低下が指摘される中、生活習慣病などの健康問題の増加が危惧されており、子どもの体力を上昇傾向に転ずるために、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培うことが重要である。

このため、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、運動意欲の向上を図る学習指導の在り方等、学校における子どもの体力向上に向けた取組を充実するための研修を実施する。

児童生徒の現代的健康課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

生活習慣の乱れやアレルギー疾患など、子どもの心身の健康を阻害する状況が顕著となっており、若年層の喫煙・飲酒、性感染症等も社会問題化している。

さらに、自然災害や登下校での被害に対応した心のケアも重要な課題であり、学校では、これら多様な健康課題に対し、学校及び教員が組織的な対応と最新の科学的知見に基づく指導等、適切な対応を図ることが重要である。

このため、健康教育に関する正しい知識と主体的な健康づくりに取り組む児童生徒を育成する教育内容・方法の普及、関係機関との連携を含む組織体制整備等、児童生徒の現代的健康課題に対応するための研修を実施する。

各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

学校や通学路での事件や事故、地震や台風などの自然災害の発生など、児童生徒の安全が脅かされる状況にある。このような中、児童生徒の安全確保が社会的な課題となっており、学校では、従来の安全教育に加え、児童生徒に自らが、危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けさせるなど、実践的な安全教育を行うことが重要である。

このため、学校の安全管理の在り方や児童生徒の危険予測・危険回避能力の育成のための指導方法等、学校安全に関する取組を推進するための研修を実施する。

食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

(目的等)

朝食欠食等の食生活の乱れ、肥満傾向の増大等、児童生徒に食をめぐる様々な課題等が生じており、学校では、児童生徒に対し、食に関する正しい知識を身に付けさせることや望ましい食習慣を育成することが重要である。

また、食育基本法により食育推進基本計画を定めるとともに、栄養教諭制度を創設するなど、国として学校における食育の推進を図っているところである。

このような状況を踏まえ、食育に関する全体計画の作成方法や教育指導の連携・調整の進め方等、食育を推進するための研修を実施する。

教育課題研修指導者海外派遣プログラム

(目的等)

学校現場が抱える全国共通の教育課題に関し、各地域の研修等の指導的立場にある者が、諸外国の特色ある取組や先進的な取組を共同で調査研究し、その成果を教育委員会自らが実施する研修に活かすなど、組織的な取組や対応方策を含めて、広く地域の教育に還元を図るために各地域の指導者を派遣する。

また、受講者は、研修終了後、各地域において、研修成果の還元を行う。

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

本研修は、本来、地方公共団体で実施されるべきではあるが、地方公共団体において受講者の量的確保や質の維持向上が困難なものについて、共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に次の から の研修に

限定し実施する。

産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修
産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修
産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを
目的とした研修

なお、「産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修」
及び「産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させるこ
とを目的とした研修」については、毎年度の参加状況を踏まえ適切に事業の
見直しを図る観点から、以下の廃止等の基準により、廃止・隔年実施等の所
要の措置を講ずる。

(「産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修」の各研修
コースの廃止等の基準)

1. 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃
止、15未満の場合は隔年実施又は統合する。

ただし、「水産」、「看護」及び「福祉」の各分野の研修については、各
都道府県における学科の設置数が他の分野に比べ少ない状況にあることか
ら、以下のとおりとする。

「水産」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合
は廃止、11未満の場合は隔年実施又は統合する。

「看護」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が8未満の場合
は廃止、12未満の場合は隔年実施又は統合する。

「福祉」 2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が7未満の場合
は廃止、10未満の場合は隔年実施又は統合する。

2. 単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

(「産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを
目的とした研修」の各研修の廃止等の基準)

1. 連続する2ヶ年での受講実績による廃止等

2ヶ年連続して、受講者を推薦した都道府県数が、10未満の場合は廃
止、15未満の場合は隔年実施する。

2. 単年度での受講実績による廃止

受講者を推薦した都道府県数が、5未満の場合は廃止する。

また、本研修が地方公共団体からの委託等により行われていることを踏ま
え、必要な経費については、平成22年度までに派遣者の全額負担とする。